

新	旧	備考
<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00066 <u>最終改正 平成22年3月29日</u></p> <p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. ①～④ (略)</p> <p>⑤ 「別紙3 政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等は、上記④の規定にかかわらず、以下の輸出不能の信用事由（約款第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号、第12号及び第13号の事由をいう。以下同じ。）により生じた損失のてん補について保険契約を締結する。</p> <p>イ。「別紙3 政府開発援助契約等」1（1）及び2. については輸出契約等の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由（輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず名簿規程のGB格、EB格又はSB格に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。）</p> <p>ロ.イ以外の「別紙3 政府開発援助契約等」については、輸出不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあつては輸出契約等の相手方が名簿上GS格、GA格又はGE格に格付されている場合に限る。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. ①～④ (略)</p> <p>6. ～9. (略)</p> <p>[II] 国別引受基準に基づく取扱事項 (略)</p> <p><u>附 則 [平成22年3月29日]</u></p> <p><u>この改正は、平成22年4月1日から実施する。</u></p> <p>別紙1～5 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. ①～④ (略)</p> <p>⑤ 「別紙3 政府開発援助契約等」に該当する輸出契約等は、上記④の規定にかかわらず、以下の輸出不能の信用事由（約款第3条第1号に規定するてん補危険に係る第4条第11号、第12号及び第13号の事由をいう。以下同じ。）により生じた損失のてん補について保険契約を締結する。</p> <p>イ。「別紙3 政府開発援助契約等」1（1）及び2. については輸出契約の決済方式にかかわらず、輸出不能の信用事由（輸出契約等の相手方が名簿の与信管理区分Gに格付けされておらず名簿規程の事故管理区分に該当しない場合は、約款第4条第11号において「これらに準ずる者」とみなす。）</p> <p>ロ.イ以外の「別紙3 政府開発援助契約等」については、輸出不能の信用事由。ただし、約款第4条第11号の事由にあつては輸出契約等の相手方が名簿上GS格、GA格又はGE格に格付されている場合に限る。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. ①～④ (略)</p> <p>6. ～9. (略)</p> <p>[II] 国別引受基準に基づく取扱事項 (略)</p> <p>別紙1～5 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	